

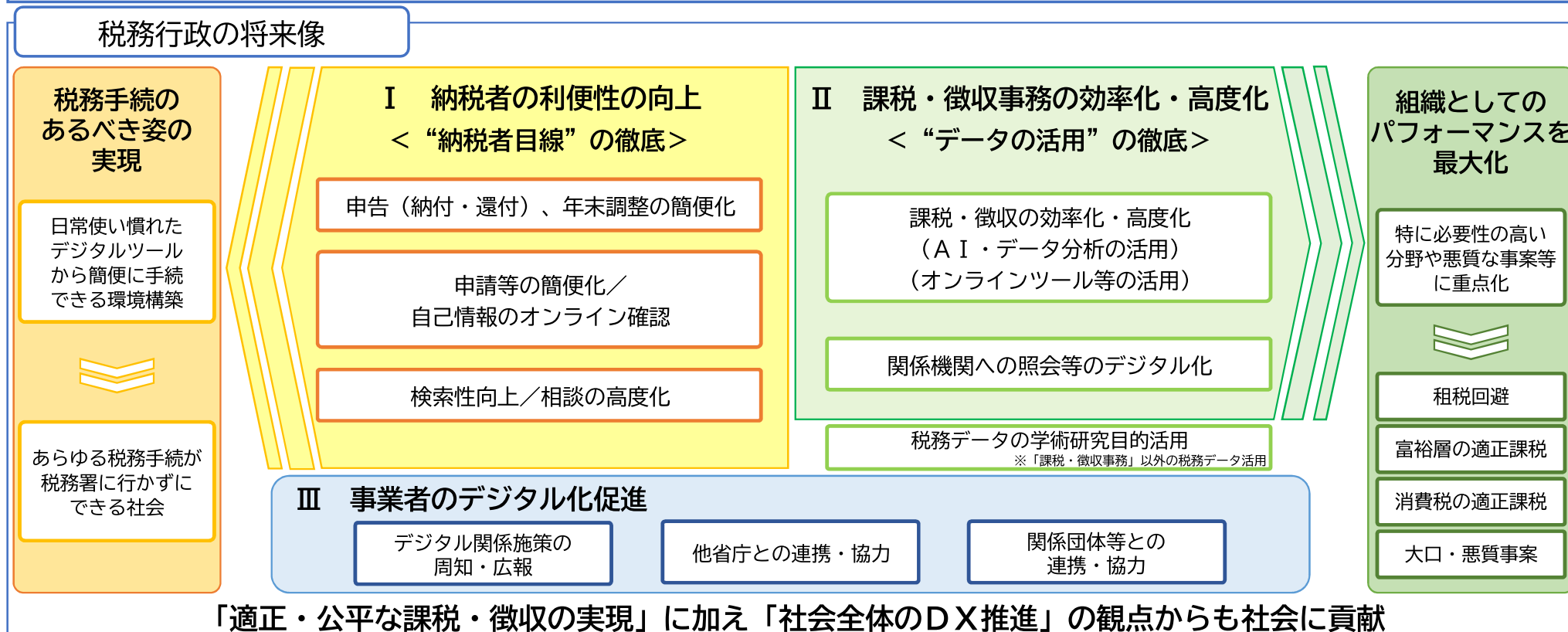
**税務行政におけるDXに関する施策の周知について**

**～税務行政の将来像の実現に向けて～**

**(協力依頼)**



- ◆ 税務手続のデジタル化や業務におけるデータの活用など、税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（デジタルを活用した、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し）に取り組みます。
- ◆ 事業者の業務のデジタル化を促進することにより、税務を起点とした社会全体のDXを推進します。
  - ➔ 国税庁は、「適正・公平な課税・徴収の実現」に加え「社会全体のDX推進」の観点からも社会に貢献します。



- \* 納税者情報の取扱いや情報セキュリティの確保にも万全を期す。
- \* デジタルに不慣れな方も含めたあらゆる納税者に対して効率的で使い勝手の良いサービスを提供することを目指す。
- \* 将来像実現に向けて、「内部事務のセンター化」やシステムの高度化、人材育成等のインフラ整備にも取り組む。

## ご協力をお願いしたい事項について

### I 納税者の利便性の向上

- 「税務署に行かずにできる確定申告」に向けて（自宅からのe-Taxの利用について）（3ページ）
  - 給与情報等の自動入力の実現（申告手続の簡便化）（4ページ）
    - 申告に必要なデータを自動的に取り込むことで、数回のクリック・タップで申告が完了する仕組み（「日本版記入済み申告書」（書かない確定申告））の実現
- 年末調整手続の簡便化（控除に関するデータのマイナポータルからの取得・自動入力等）の推進（5ページ）
- キャッシュレス納付の推進（6ページ）
- e-Tax利用拡大の推進について（7ページ）

### II 課税・徴収事務の効率化・高度化等

- 金融機関等に対する預貯金等照会のオンライン化について（8ページ）

### III 事業者のデジタル化促進

- 事業者の業務のデジタル化について（9ページ）
  - クラウド会計ソフト導入による中小企業のDXの事例（10ページ）
  - 電子帳簿等保存制度の普及・促進（11ページ）
  - IT導入補助金の活用（12ページ）

## 「税務署に行かずにできる確定申告」に向けて（自宅からのe-Taxの利用について）

- ◆ 国税庁では「税務署に行かずにできる確定申告」に向けて、確定申告の手続がより簡単・便利になるよう取り組んでいます。
- ◆ 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額等を入力することで、所得税及び消費税申告書の作成ができ、作成した申告書をそのままe-Taxにより送信できます。
- ◆ また、所得税申告書の作成の際に、マイナンバーカードを利用してマイナポータルと連携していただきますと、控除証明書などのデータを申告書へ自動入力（マイナポータル連携）できるので、集計や入力の手間が不要になります。
- ◆ なお、マイナポータル連携をご利用いただくためには、マイナポータルの利用者登録など、事前準備が必要です。令和5年分確定申告（令和6年1月以降）をスムーズに行うためにも、お早めの準備をお願いします。

### 1 e-Taxの5つのメリット

- 税務署への持参不要
- 印刷・郵送料不要
- 添付書類提出不要  
※一部の書類は除きます
- 確定申告期間中は24時間利用可能  
※メンテナンス時間を除きます
- 早期還付（3週間程度で還付）

e-Taxをご利用の方は…

パソコン・スマホ申告は  
ICカードリーダライタが不要です

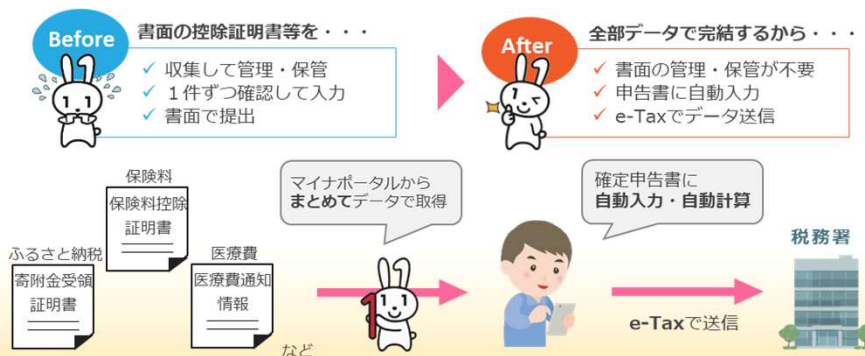
マイナポータルアプリを  
インストールするだけ！



### 2 マイナポータル連携について

- 「マイナポータル連携」とは、所得税確定申告の手続などにおいて、マイナポータル経由で、控除証明書などのデータを一括取得し、申告書の該当項目へ自動入力する機能です。
- 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で、この機能をご利用できます。

※マイナンバーカードを利用してe-Taxで確定申告書を提出する場合があります。



### 3 インボイス発行事業者の方へ

- 適格請求書（インボイス）発行事業者の登録を受けた方は、消費税の申告が必要です。
- 「確定申告書等作成コーナー」では、消費税申告書の作成・e-Tax送信にも対応しています。是非ご利用ください。

**インボイス登録をされた 事業者のみなさま**

**インボイス発行事業者は消費税の申告が必要です**

※課税売上高が1,000万円以下の場合も申告が必要です

---

**2割特例** 新たに課税事業者になった方には、売上金額を集計すれば、手軽に納税額が計算できる特例もあります

令和5年度税制改正関係 (インボイス関連)

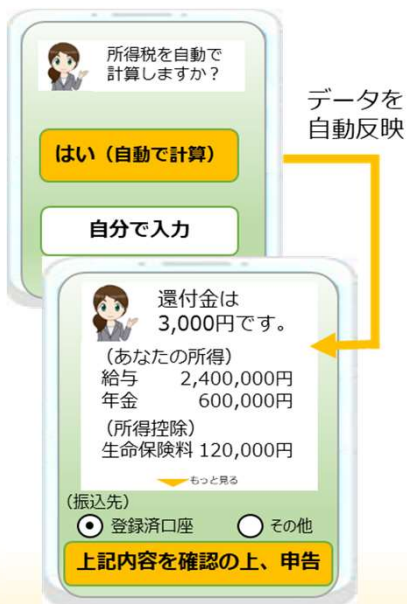


# 給与情報等の自動入力の実現（申告手続の簡便化）

- ◆ 国税庁では、申告納税制度のもとで、確定申告に必要なデータを申告データに自動で取り込むことにより、数回のクリック・タップで申告が完了する仕組み（「日本版記入済み申告書」（書かない確定申告））の実現を目指し、自動入力の対象拡大に取り組んでいます。
- ◆ 令和6年2月からは、給与情報についても自動入力を実現しますが、まずは、事業主の方がe-Taxで提出した「給与所得の源泉徴収票」の情報が自動入力の対象となります。
- ◆ 事業主の皆様におかれましては、従業員の方が給与情報の自動入力を利用できるよう、e-Taxでの「給与所得の源泉徴収票」の提出等にご協力をお願いします。

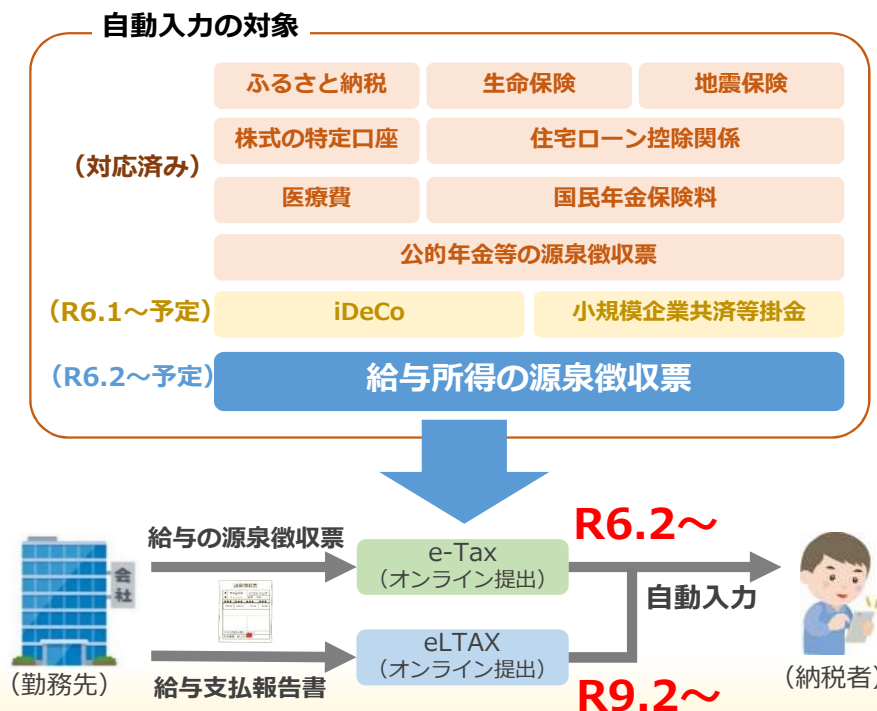
## 1 将来イメージ

- ① マイナポータルからログインして「確定申告」を選択
- ② 「自動で計算」を選択



③ 内容を確認の上、申告

## 2 給与情報の自動入力の実現



(※) 令和9年以降、地方公共団体に提出された給与支払報告書のデータが国（国税当局）に連携される（令和5年度税制改正）

## 3 事業主の皆様へ

事業主の皆様が、**給与所得の源泉徴収票をe-Taxで提出することで、従業員の方が、所得税の確定申告書を作成する際、給与所得の情報が自動で入力されるようになります！**

※令和6年1月以降に提出する給与所得の源泉徴収票（令和5年分以後の年分）が対象です。  
※従業員の方が令和6年2月上旬以降に国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書を作成する際にご利用いただけます。

### 事業主の皆さまへお願い

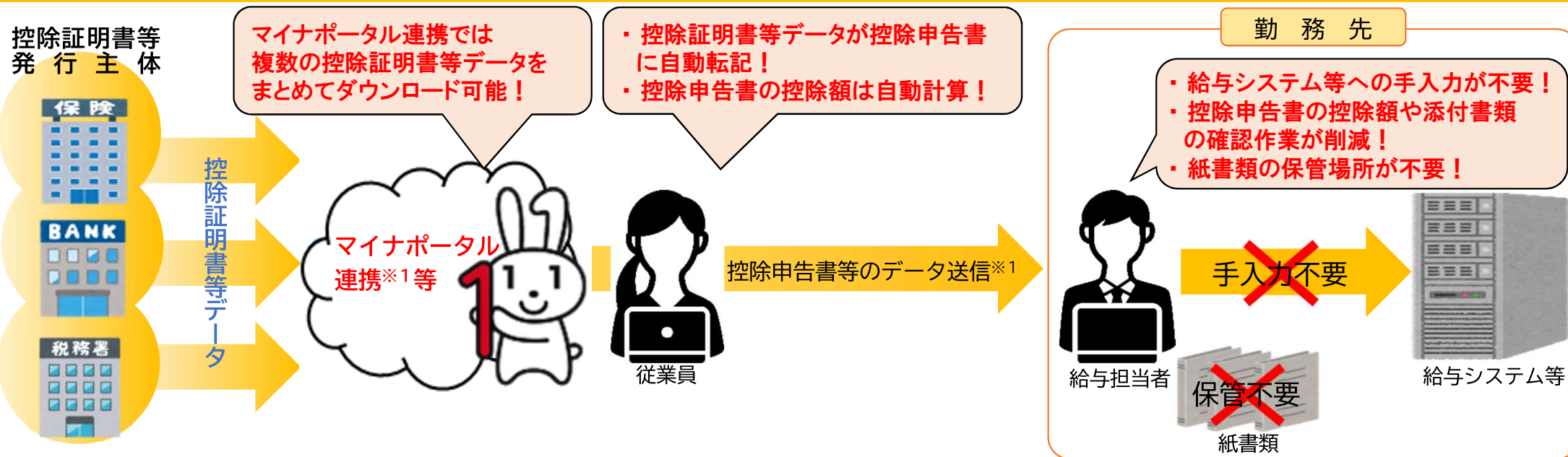
- Point ①**  
事業主の皆さまからe-Taxで提出された給与の源泉徴収票が自動入力の対象となります。
- Point ②**  
税務署への給与の源泉徴収票の提出範囲は、年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの等ですが、**500万円以下の給与に係る源泉徴収票であっても、e-Taxで提出した場合は、自動入力の対象となります。**
- Point ③**  
給与所得の情報を正しく連携するため、給与所得の源泉徴収票に記載する、**従業員の方のマイナンバー、氏名（カナ含む）、住所、生年月日等については、記載誤りや不足・不備が無いようご注意ください。**



(国税庁HP) [「給与所得の確定申告がさらに簡単に！」](#)

## 年末調整手続の簡便化の推進

- ◆ 国税庁では、企業・従業員双方の事務コストを軽減するために、年末調整手続の電子化を推進しています。
- ◆ 電子化により、従業員の方は保険料等の控除額の計算が、勤務先は各控除額の確認やシステム入力が不要になります。
- ◆ さらに、従業員の方は、控除証明書等データをマイナポータルから一括でダウンロードすることもできます※1。
- ◆ なお、今回の年末調整（令和5年10月以降）から、年末調整手続に必要な保険料などの支払を証明する書類※2については、全て電子で提出が可能となっています※3。
- ◆ 国税庁では、年調ソフト（無償で提供するソフトウェア）や電子化を紹介する動画を公開しておりますので、会員の皆様に対する利用勧奨をお願いします。



- ※1 年調ソフト（国税庁が無償で提供するソフトウェア）等、マイナポータル連携に対応するソフトウェアが必要
- ※2 生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書、国民年金及び国民年金基金に係る社会保険料控除証明書、小規模企業共済等掛金控除証明書、住宅借入金等特別控除証明書、年末残高等証明書
- ※3 控除証明書等を発行する保険会社・機関等が電子発行に対応していることが前提

(国税庁HP)  
 年末調整手続の電子化  
 に向けた取組について

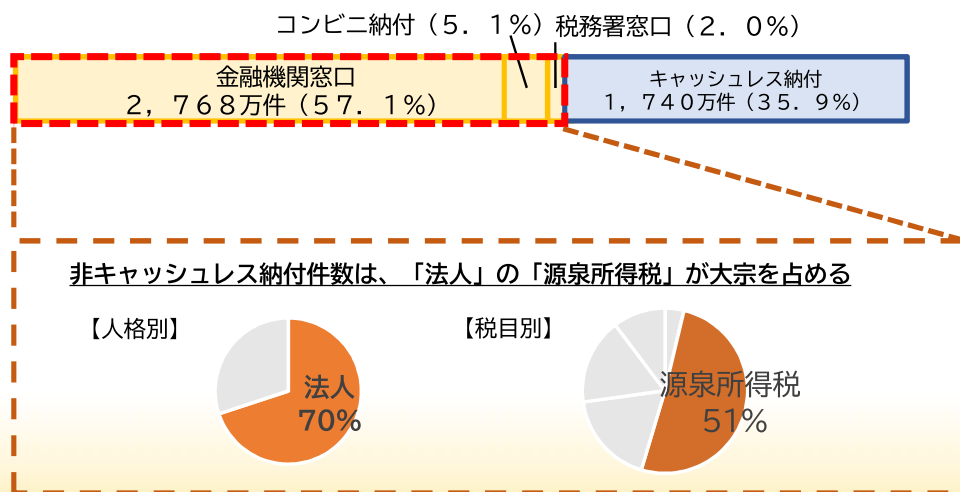


## キャッシュレス納付の推進

- ◆ 国税庁では、キャッシュレス納付について、令和7年度までにキャッシュレス納付割合4割を目指して利用拡大に取り組んでおり、納付にあたりましては、①ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）、②インターネットバンキング、③スマホアプリ納付、④クレジットカード納付、⑤振替納税といった多様な納付手段から、自身にあった納付手段をご利用いただけます。
- ◆ 金融機関におかれましては、キャッシュレスのメリットである窓口事務の負担軽減などにつながりますので、まずは、特に納付回数の多い源泉所得税のキャッシュレス納付の利用勧奨をお願いします。御行のインターネットバンキングとあわせた勧奨を是非お願いします。
- ◆ 地方公共団体におかれましては、地方税のeLTAXの利用勧奨とあわせて、特に個人住民税（特別徴収分）の納付の際には、国税の源泉所得税のダイレクト納付もあわせてご案内いただくなど、国税と地方税の一体的な利用勧奨をお願いします。
- ◆ 関係団体の方々におかれましては、引き続き未だキャッシュレス納付を利用されていない会員の皆様に対する利用勧奨をお願いします。

### 1 国税の納付の現状

- ・ 国税の納付件数（手段別内訳：令和4年度速報値）



### 2 国税庁の取組

#### ダイレクト納付が更に便利になります！

- ・ 令和5年度税制改正により「ダイレクト納付の利便性の向上」について措置されました。
  - ・ 令和6年4月1日以降、e-Taxで電子申告を行う際に、納税についてダイレクト納付する意思表示を行うことで、改めて納付指図等を行うことなく、法定納期限<sup>(※)</sup>に自動で口座引落しを行えるようになります。
- ※ 法定納期限当日に電子申告を行った場合はその翌取引日

#### キャッシュレス納付に関する情報紹介（e-Tax・国税庁HP）

源泉所得税の  
「ダイレクト納付  
手続マニュアル」



国税の  
キャッシュレス納付  
手段の紹介

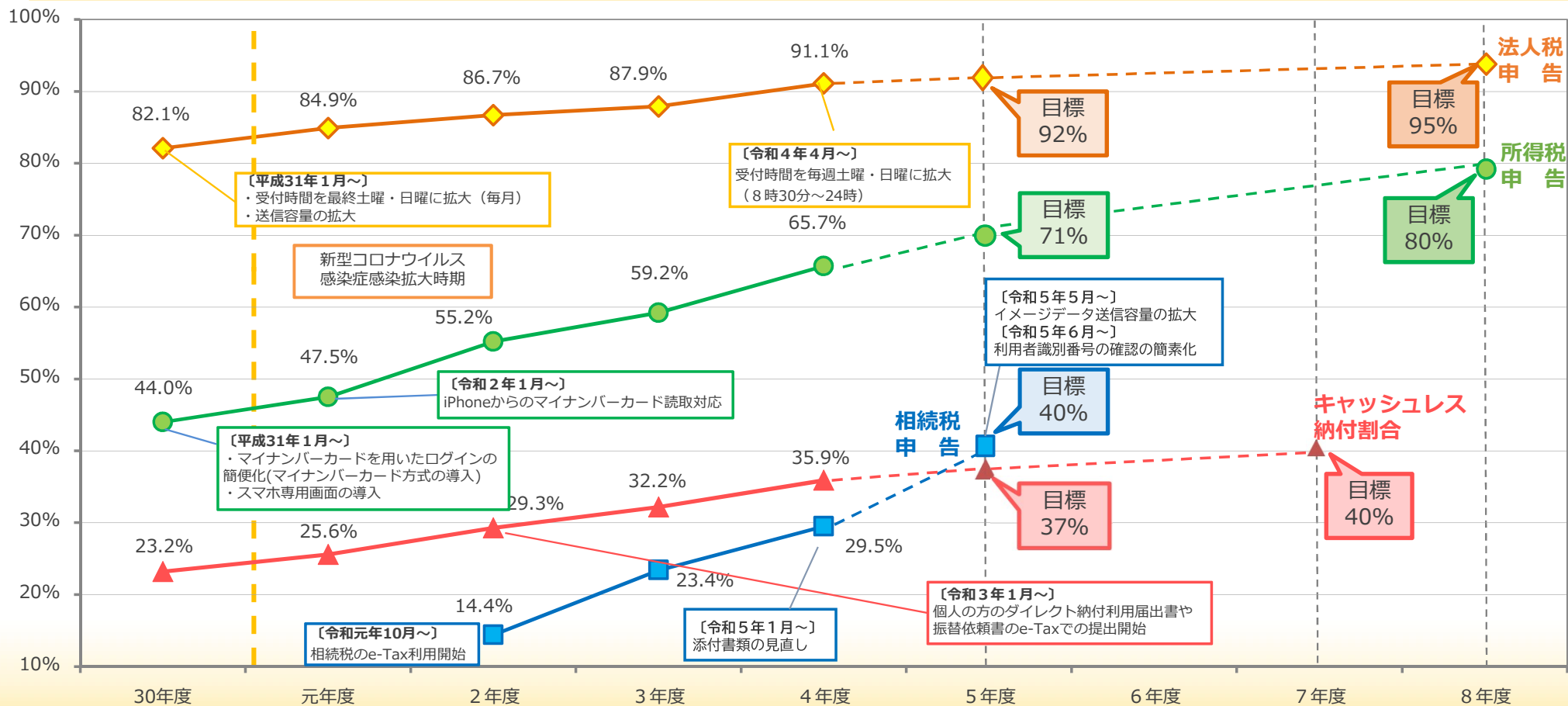


#### （参考）納税証明書のオンライン取得

- ・ 納税証明書については、パソコンやスマートフォン等から、オンラインで請求し、データ（電子納税証明書）で取得することができます。
- ・ 電子納税証明書（PDFファイル）は期限内であれば何度でも印刷・使用が可能です。

## e-Tax利用拡大の推進について

- ◆ 国税庁では、納税者利便の向上と税務行政の効率化を図る観点から、e-Taxの利用拡大を推進しています。
- ◆ 国税に関する全ての申告や申請については、原則としてオンラインで手続きができるようになっています。
- ◆ e-Tax利用率は順調に増加していますが、中期的なオンライン利用率目標を設定し、更なる向上を目指しています。
- ◆ 手続きいただく皆様の利便性の向上にもつながるものですので、積極的にe-Taxをご利用いただくようお願いします。



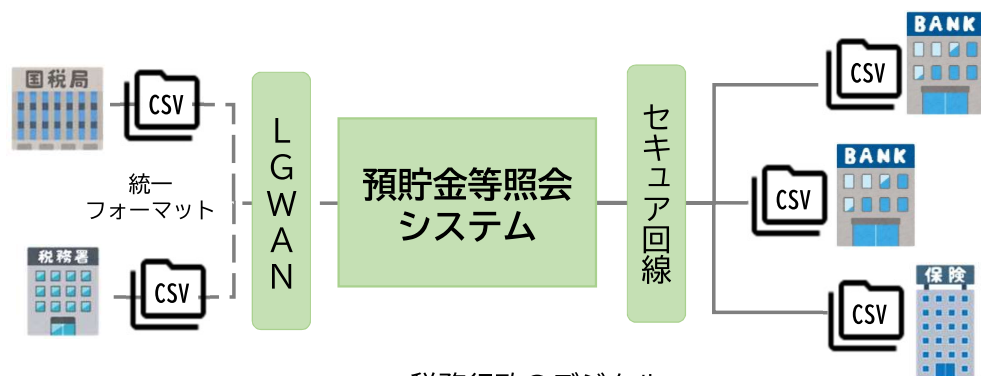
※ 所得税申告は、確定申告会場で申告書を作成しe-Taxで提出した分を含みます。



# 金融機関等に対する預貯金等照会のオンライン化について

- ◆ 国税庁では、税務調査や滞納整理に際して金融機関等を行う預貯金等情報の照会について、令和3年10月からオンラインにより実施しています。
- ◆ 金融機関におかれましては、書面での対応が不要となることにより回答出力や郵送事務の削減が図られるほか、RPAによる自動回答作成が可能となるなど、事務負担の軽減・事務の効率化といったメリットがあります。
- ◆ オンライン照会が未導入の金融機関等におかれましては、導入をご検討いただき、導入済みの金融機関の方々におかれましても、回答対象期間や回答項目の拡大をご検討ください。
- ◆ 行政機関においても、書面の削減につながるほか、回答を早期に受領（国税庁では平均2.3日）できるなど事務の効率化を実現につながります。オンライン照会が未導入の行政機関におかれましては、金融・行政のDX推進のために積極的な導入をご検討ください。

## 1 金融機関等に対する預貯金等照会のオンライン照会の仕組み



デジタル社会の実現に向けた重点計画  
(デジタル庁HP)

税務行政のデジタル・  
トランスフォーメーション  
～税務行政の将来像2023～  
(国税庁HP)



## 2 国税庁の取組

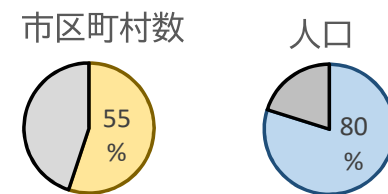
金融機関・行政機関に対して、オンライン照会サービスの利用勧奨を実施。

証券会社や生命保険会社等に対しても、オンラインによる照会の枠組みを広げるべく利用勧奨を実施。

【オンライン照会導入金融機関】

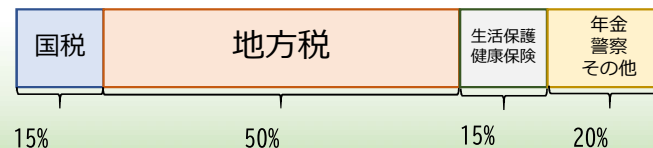


【オンライン照会導入地方自治体】



【参考：金融機関における行政機関からの照会割合】

「金融機関×行政機関のデジタル化にむけた取組の方向性ととりまとめ」(2019年11月公表)

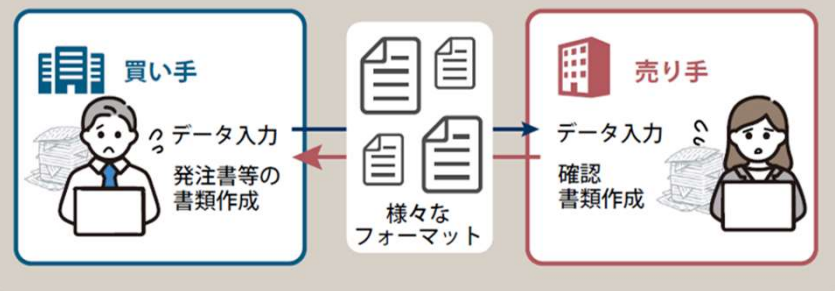


※ 金融機関への照会は地方自治体の方が多数実施している。

## 事業者の業務のデジタル化について

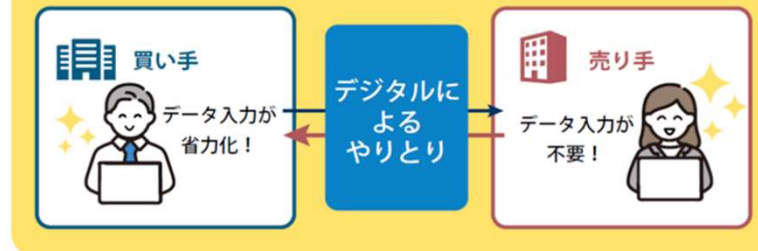
- ◆ 国税庁では、令和5年6月に公表した「税務行政の将来像2023」において、これまでの「納税者利便の向上」と「課税・徴収事務の効率化・高度化」に取り組むことに加え、新たに「事業者のデジタル化促進」を後押ししていくこととしています。
- ◆ 税務手続きのデジタル化だけでなく、日頃行う業務や事務処理もデジタル化されることにより、事業者の皆様において**正確性の向上**や**書類保存コストの低減**等といったメリットがあると考えています。
- ◆ 事業者の皆様におかれましては、インボイス制度や改正電子帳簿等保存制度（令和6年1月から適用）への対応もきっかけにしながら、業務や事務処理のデジタル化をご検討ください。

### 紙による事務処理の場合



- ・取引先毎にフォーマットが異なり、業務が煩雑
- ・転記ミス、入力ミス、書類の紛失等トラブルが発生

### デジタル化による事務処理が実現した場合



- ・手作業が減って、煩雑な業務から解放!
- ・ミスが減って業務がスピードアップ!
- ・本来やるべき業務に集中して売上アップ!
- ・書類の保存コストが減少!

### デジタル化のためには・・・

会計ソフトを導入し、スマホやスキャナによるデータ読み取りやデジタルインボイスの利活用が効果的です!

#### クラウド会計ソフト等

インターネットバンキング

データを自動で  
取込・仕訳



スマホによる読み取り

#### デジタルインボイス（デジタル to デジタル）

自動の仕訳入力等に加えて、売手の請求から買手の支払処理、最終的な入金消込まで**一気通貫で自動化!**

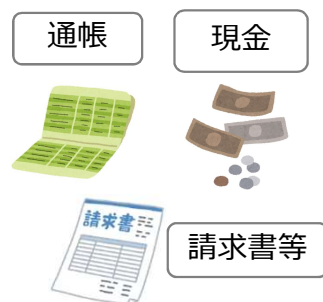


## (参考) クラウド会計ソフト導入による中小企業のDXの事例

令和3年6月15日  
第5回 納税環境整備に関する  
専門家会合 財務省提出資料

- ◆ 創業70年の老舗豆腐屋が、クラウド会計の導入により、販売・経理等の事務処理に係る時間を年間600時間削減に成功（750時間→150時間／年）。
- ◆ 削減した時間を活用し、新規顧客の開拓と新商品開発に積極的に挑戦。

### 従来の記帳業務



### 手作業で入力・修正



### 紙で保存



### クラウド会計ソフトの導入後

インターネット  
バンキング



現金  
(POS)



請求書等

※スマホ等で取込

データを自動で  
取込・仕訳

内容を確認、  
事業の実態把握



電子帳簿保存法の改正で  
紙での保存が不要に



(出所) 政府税制調査会「納税環境整備に関する専門家会合（令和2年10月7日）」  
日本商工会議所等の説明資料に基づき作成

## 電子帳簿等保存制度の普及・促進

- ◆ 電子帳簿等保存制度は、帳簿や国税関係書類の電子データによる保存を可能とする制度です。紙媒体ではなく、電子データによる保存が可能となることで、納税者の文書保存に係る負担軽減が図られます。
- ◆ 正確な記録やトレーサビリティが確保された会計帳簿の保存は、会計監査等における事後検証可能性の観点に加え、内部統制や対外的な信頼性確保の観点からも有用です。
- ◆ 電子帳簿等保存制度に対応して、帳簿や書類のデータ保存を進めることは、経理のデジタル化による書類保管コストの削減やバックオフィス連携の進展など、生産性の向上にもつながると期待されますので、事業者の皆様におかれましては、こうした観点からの対応をご検討ください。

### 帳簿等

① 自己が電子的に作成した帳簿や書類

⇒ **電子データのまま保存できます（電子帳簿等保存）**

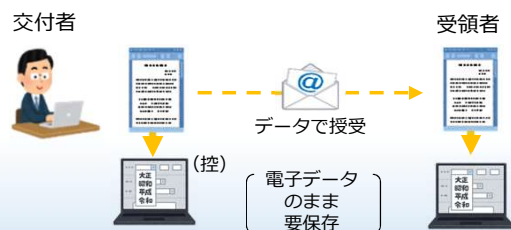


### 電子取引

③ 取引先から電子データで受け取った請求書・領収書  
取引先へ 電子データで渡した請求書・領収書の控え等

⇒ **電子取引に該当し、電子データのまま保存いただくことになります**

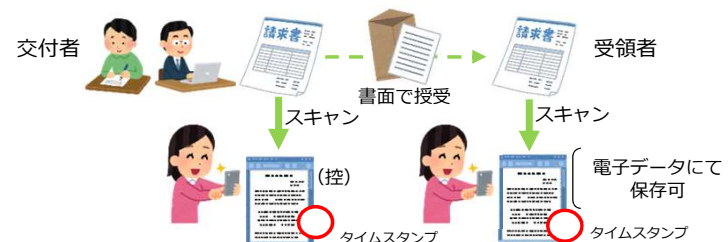
(令和6年1月以降)



### スキャナ

② 取引先から書面で受け取った請求書・領収書  
取引先へ 書面で渡した請求書・領収書の控え等

⇒ **電子データ化して保存できます（スキャナ保存）**



★優良な電子帳簿の導入もご検討ください

一定の帳簿を優良な電子帳簿として保存している場合には、後からその電子帳簿に関連する過少申告が判明しても過少申告加算税の割合が原則10%から5%に軽減されます（あらかじめ届出書を提出している必要があります。）。

★もっと詳しく知りたいときは？

電子帳簿保存法の取扱通達・Q&A・説明動画や各制度のポイントがわかるパンフレットなどを国税庁ホームページの「電子帳簿等保存制度特設サイト」に掲載しています。





- ◆ IT導入補助金は、中小企業・小規模事業者の皆様に向けた、会計ソフト等の導入を支援するための補助金です。
- ◆ IT導入補助金の種類のうち、特にデジタル化基盤導入類型については、インボイス制度への対応も見据えたものであり、ハードウェアや安価なITツールでも利用可能です。
- ◆ デジタルインボイスや電子帳簿等保存制度へ対応した会計ソフトや受発注ソフトの導入に当たっては、あわせてご検討ください。（詳しくはIT導入補助金事務局ホームページをご確認ください。）

(注) 本内容は、令和4年度第二次補正予算により措置されたIT導入補助金2023の内容であり、今後、内容に変更が生じる場合があります。

生産性向上を目指す皆様へ 令和5年8月  
時点版

「IT導入補助金」でIT導入・DX (デジタルトランスフォーメーション) による生産性向上を支援!

- 業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のためのITツール等の導入費用を支援!
- **インボイス対応に活用可能!** 安価なITツールの導入でも利用可能!
- **補助額は最大450万円/者、補助率は1/2~3/4!**

**通常枠**

- ・生産性の向上に資するITツールの導入費用を支援します。
- ・補助下限額を引き下げ、クラウド利用料の対象期間を延長(最大2年間)。

**デジタル化基盤導入類型**

- ・インボイス制度への対応も見据え、会計・受発注・決済・ECソフトに加え、PC・タブレット・レジ・券売機等のハードウェア導入費用も支援します。
- ・安価なITツール導入も支援すべく、補助下限額を撤廃。

**商流一括インボイス対応類型**

- ・取引関係における発注者(大企業を含む)が費用を負担してインボイス対応済の受発注ソフトを導入し、受注者である中小企業・小規模事業者等が無償で利用できるケースを支援します。

**複数社連携IT導入類型**

- ・10者以上の中小企業・小規模事業者等が連携した、インボイス制度への対応やキャッシュレス決済を導入する取組等を支援します。連携のための事務費・専門家費も補助対象です。

**セキュリティ対策推進枠**

- ・独立行政法人 情報処理推進機構 (IPA) が公表する「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されているセキュリティサービスの利用料を支援します。

※詳細は裏面をご確認ください。

令和4年度第2次補正予算で中小機構に措置

経済産業省 中小企業庁 Be a Great Small 中小機構 チラシのダウンロードはこちら!

**デジタル化基盤導入枠**  
(デジタル化基盤導入類型)

会計ソフト、受発注ソフト、決済ソフト、ECソフトに特化し労働生産性の向上をサポート

補助額	
ソフトウェア等	補助率3/4以内 (下限なし) ~50万円以下
	補助率2/3以内 50万円超350万円以下
ハードウェア <small>PC、タブレット等 レジ、券売機</small>	補助率1/2以内 10万円以下
	補助率1/2以内 20万円以下

会計ソフト

受発注ソフト

決済ソフト

ECサイト

PC/ハードウェア

(中小企業庁HP)  
IT導入補助金チラシ

- ポイント  
**1**

(下限額なし) ~50万円以下…**補助率3/4**  
補助額50万円超~350万円…**補助率2/3**
- ポイント  
**2**

PC・タブレット等のハードウェアにかかる購入費用も補助対象
- ポイント  
**3**

会計ソフト、受発注ソフト、決済ソフト、ECソフトに補助対象を特化
- ポイント  
**4**

クラウド利用料を最大2年分補助

[出典] IT導入補助金事務局ホームページ